

だい ぶ かだい
第5部 課題

この用紙は、大会当日使用しますので、必ずご持
さん 参ください。

だい かい
第16回

まいにち にゅうりよく
毎日パソコン入力コンクール

がつ たいかい
6月大会

か だい
【課題】

だい ぶ わぶん ちゅうがくせい
第5部 和文A 中学生

ちよさくけん
著作権ってなに？

せいげんじかん ぶん
制限時間5分

とうじつ ちゅういじこう
【コンクール当日の注意事項】

1. この用紙を拡大・修飾などして、当日使用しても問題ありません。
2. 団体責任者の指示にしたがい、18桁の参加番号を半角数字で入力してください。
3. 課題の入力はすべて全角文字でおこなってください。スペースと改行も字数に数えます。ただし最終行はのぞきます。

※この課題は、毎日新聞社 月刊Newsがわかる 2015年11月号「著作権ってなに？」
8月号「大学入試の新テストは考える力を重視」より引用しました。
(文字数1,900字程度)

かだいぶんしょう きんそくもじ
〈課題文章の禁則文字について〉

毎日パソコン入力コンクールでは、引用した文章を原文のままソフトに取り込んでいる
ため、行頭、行末に禁則文字が来る場合があります。課題文章のPDFファイルどおりに
入力すると正解になります。

しゅさい
主催

まいにちしんぶんしゃ
毎日新聞社

いっばんしゃだんほうじん にほん のうりよくけんていいいんかい
一般社団法人 日本パソコン能力検定委員会

こうえん
後援


そうむしょう
総務省


もんぶかがくしょう
文部科学省


こうせいろうどうしょう
厚生労働省


けいざいさんぎょうしょう
経済産業省ほか


ぎょう じづめ ぶんしょう にゆうりよく
1行35字詰で、つぎの文章を入力してください。


※  の箇所では改行 (Enter) してください。


ちよさくけん
著作権ってなに？ 

ぶんしょう えいぞう おんがく え など、ひと おも かんじょう つく たもの ちよさくぶつ
文章や映像、音楽、絵など、人が思いや感情をこめて作ったものを著作物と
いう。そして、これらをつくり出した人が持つ権利のことを著作権という。みんな
が学校でかいた絵や書いた作文も著作物にあたり、おのにおの著作権がある
。著作権を持つ人は、作り出したものをコピーしたり、展示したりするのはも
ちろんのこと、それを使ってお金をかせぐなど、さまざまなことができる。一
方で、著作権を持たない人が、こうしたことを勝手に行うことはできない。著
作権は、著作権法という法律で守られていて、破ることは犯罪で、刑罰を与え
られることもある。 

もし自分がかいた絵を使って、知らないだれかが勝手にお金もうけをしてい
たら、みんなはどう思うだろう？ 嫌な気持ちがあるはずだ。まして作家や音楽
家、画家など作品を作り出し、それらを売ったり公表したりすることで生活し
ている人の場合、そんなことをされたら生活が成り立たなくなる。すると文化
の担い手がなくなり、やがて文化そのものがすたれてしまうおそれがある。 

著作権は、そういった文化の担い手を守るために生まれた権利で、ひいては
文化を豊かにし、発展させるためのものである。 

著作権は一般的に、著作物が作られたときに生まれ、作者が活着ている間、
そして原則、死後50年の間、著作権法で保護される。例えば、ある人が30
歳のときに発表したマンガは、その人が80歳で亡くなったとすると、生前の
50年、そして死後の50年の計100年守られることになる。作った人の死
後も守られるのは、残された家族や会社など、その著作物が生み出す利益で生
活する人たちのことを考えてだ。一方で死後50年でなくなるのは、その著作
物を広く用いて、よりよいものを作り出すのをうながすためだ。 

著作権が保護されている間も、作品を作り出した人の許可なく、作品を使え
る場合が例外としていくつかある。いちいち許可をとってはいたいへんな場
合や、作品を作り出した人の利益よりも、社会の利益の方が重視される場合だ
。代表的なものとして「私的使用のための複製」「教育機関における複製」「
引用」の三つがある。 

私的使用のための複製とは、テレビで放送されるアニメ番組を録画して自分
だけが楽しんだり、勉強に必要な本の一部だけをコピーして自分だけが使っ
たりすることなどだ。教育機関における複製とは、調べ学習で使いたい新聞の
記事を、その場限りで、クラスの人分コピーして配ることなどだ。また引用
とは、他人の言葉や文章を、自分の著作物に引いて用いることで、ちゃんとし

た目的があり、必要な範囲内で、引用であることを見る人がきちんと分かるようにすれば、他人のものでも許可なく使うことができる。◀

身近ではあるものの、複雑で理解が難しい著作権。どんなことに気をつければいいのか。著作権にくわしい文化庁長官官房著作権課法規係の吉野直樹係長に話を聞いた。◀

著作権は、著作権を持つ人の利益と社会の利益のバランスの上で成り立つ権利です。どちらか一方だけでは、よりよい文化をはぐくんでいくことはできません。また著作権は知的財産権と呼ばれるものの一つで、人間の思いや考え、感情をもとに表現されたものを対象とするため、目に見えません。ですから、どこまでが許され、どこからが許されないのかなど、判断にまよう事例がたくさんあります。そんなときは、まず作った人の気持ちになって「自分がされたらどう思うか」を考えてみましょう。また、作った人への敬意を忘れないでください。その上で、周囲の大人に聞いたり、調べたりしてもらえればと思います。◀

大学入試の新テストは考える力を重視◀

文部科学省は大学入試改革の柱とする二つの新テストの素案を明らかにした。大学入学希望者学力評価テスト（仮称）と高校基礎学力テスト（仮称）だ。

いずれも現在の中学1年生からが対象になる。文科省が設置している専門家会議が今後、中間報告をまとめる。◀

学力評価テストは、現行の大学入試センター試験に代わり、2020年度から実施する。大学入試の1次試験との位置づけだ。問題文を長くしたり、記述式問題を採用したりすることを検討する。考える力を重視するためだという。科目をセンター試験の30から減らし、科目ごとの重点を明らかにした構成にする。例えば英語は「読む」「書く」「聞く」「話す」の技能をみるため、別の日程での実施を検討する。◀

基礎学力テストは19年度の導入を目指す。高校2、3年生を対象に国語、数学、英語の3教科でスタートさせる。出題範囲は高校1年で習う基礎分野が中心だ。大学入試の参考資料に使われることも想定している。理科と社会は改定作業中の新学習指導要領の実施に合わせ、23年度以降に導入する。